

各関係機関からの意見について

【推進計画とりまとめにあたっての基本的な考え方】
・推進計画は、既存のギャンブル等（法律上認められた公営競技、ぱちんこ屋に係る遊戯その他の射幸行為）に関する依存問題への対策を、発症予防、進行予防、再発予防という観点から体系的に取りまとめるものです。
・一方、既存のギャンブル等のほか、ゲームやインターネットといった特定の行為等にのめりこんでしまう「プロセスへの依存」が認知されてきていることや、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」に基づくIRの整備など、ギャンブル等を取り巻く社会環境の変化による影響も考えられます。
・ギャンブル等依存症対策については、その性質上、既存のギャンブルやゲーム、カジノなど、その種別に関わらず、共通する対策をとりまとめるものであり、個々のギャンブル等への規制対策を検討するものではありませんが、社会的影響の低減などに資するものと考えています。
・こうしたギャンブル等を取り巻く社会環境の変化も注視し、対策については、不断の見直しを行いながら国や市町村、関係機関と連携し、取り組むことが必要と考えています。

(1) 第5回推進会議におけるギャンブル等依存症対策推進計画【素案たたき台】に対する主な意見

提出機関	意見 ※ページ数は第5回会議時点	対応 ※ページ数は第6回会議時点
札幌司法書士会	○ 対策計画は、今回の調査結果に基づいて建てるのが筋かと思しますので、調査結果に対する評価を記載すべきかと思ひます。	・調査結果に対する評価を調査概要に記載しました。
	○ 調査結果の評価に基づいて、対策が練られるべきだと思ひます。 一次予防の部分においては、依存症になってしまった場合には回復に時間を要し、さらに他の依存症の併発する可能性もあることから、最も重要なのは一次予防であり、一番効果的なのは、ギャンブルへのアクセスを厳しくすることだと明記すべきだと思ひます。	・体系的なギャンブル等依存症対策を推進するための計画としております。 なお、国の基本計画において、関係事業者(業界)の取組としてアクセス制限など抑制に取り組むこととされていることから、一次予防において、「不適切な誘引の防止」の項目を追加しております。 ・関係機関の取組については、今後も引き続き情報を共有し、対策の推進を図ってまいります。
	○ 調査結果の2ページにおいて、医療機関の回答数が235となっておりますが、4ページの問1においては、回答のあった233件のうち、となっております。どちらが訂正が必要と思ひます。	・233件と修正しました。
	○ 素案22ページの「具体的な取組」の最後の部分に法律の相談機関についての文言も入れて欲しい。	・「法テラス等の法律の相談機関も含め」という文言を追加しました。(23P)
青十字サマリヤ会	○ 【具体的な取組】P24 ・自助グループ・・・の間で情報を共有・・・ ・本人の治療・・・当事者と同様の情報を・・・ 上記のように記載されているが、情報とだけの文章では、誤解をまねくので、丁寧な説明が必要と思ひます。	・「情報」の意味を追記しました。(25P)

提出機関	意見	対応
北海道精神科病院協会	○ あくまでもギャンブル等依存症対策について実効性のあ る話が必要と思います。	・ 推進会議のご意見を踏ま えながら、実行性のある対策 を取りまとめてまいります。
	○ GA 等の自助グループとの連携や重要性が言われていま す。 自助グループはどのような場であるか、実地調査も含めて、 GA 参加（見学）をすべきと考えます。 GA に参加せずして、ギャンブル等依存症の回復のイメー ジは持ってません。大変な人生であっても回復できること、希 望を捨てなくて良いことが分かります。 パチンコ、競馬の運営に関わる方にも行っていただくの が良いと思います。	・ 自助グループ等との連携 が重要であることから、再発 予防として、「自助グループ 等との連携促進」に取り組む こととしており、ご意見につ いては、今後の具体的な取組 の議論とさせていただきます。
北海道児童青年 精神保健学会	○ (2) 北海道の現状 ①道営競馬及びばんえい競馬、中央競馬、函館競輪の、表の 売上額、売得額について 馬券・車券の [券販売総額－還元額]、つまり客の損失額が 分かる表が必要。 (理由) ギャンブル害は経済損失が中心であるため。	【道営競馬】 ・ データなし 【ばんえい競馬】 ・ データなし 【中央競馬】 ・ データなし 【函館競輪】 ・ 確認中 ・ 関係機関の取組について は、今後も引き続き情報を共 有し、対策の推進を図ってま いります。
	○ ②遊技場（パチンコ・パチスロ等）について、 [ホール売上総額（貸し玉等）－還元額（特殊景品による）] の表が必要。	【遊技組合】 ・ 組合として把握している データなし。 ・ 関係機関の取組について は、今後も引き続き情報を共 有し、対策の推進を図ってま いります。
	○ 20ページ○学校教育における指導の充実 ・ 「高等学校においては、科目「保健」で、ギャンブル等へ の過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があ り、日常生活にも悪影響を及ぼすことについて学ぶ機会」 改変する 「高等学校においては、科目「保健」で、ギャンブル等への 参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生 活にも悪影響を及ぼすことについて学ぶ機会」	・ 高等学校学習指導要領解 説保健体育編から抜粋した ものであり、「過剰な」を取 ってしまうと国が示してい る内容と意味が変わってし まうことから、意見に沿った 明記は行いません。

提出機関	意見	対応
北海道児童青年 精神保健学会	<p>○ 「未成年者や大学生等の若い世代に対して、ギャンブル等依存症やぱちんこ、競馬などのギャンブル等に関連する行為について、節度を持って臨むよう掲載したリーフレット」 改変する</p> <p>・「未成年者や大学生等の若い世代に対して、ギャンブル等依存症やぱちんこ、競馬などのギャンブル等に関連する行為について、ギャンブル等依存症に陥る危険性がある行為であることを掲載したリーフレット」</p>	<p>・リーフレットの作成にあたっては、関係者の意見を伺い、可能な限り反映させます。</p>
	<p>○ 21ページ [現状] 「ギャンブル等への程度を超えた依存（のめり込み）を防止するためには、ギャンブル等へのアクセスの改善等も必要」 改変する 「ギャンブル等へののめり込みを防止するためには、ギャンブル等へのアクセスの容易さを是正することが必要」</p>	<p>・「ギャンブル等へのアクセス改善」の表現は、アクセスし易さを促進することと受け止められる可能性があることから、「ギャンブル等へのアクセス制限等」に修正しました。</p>
	<p>○ 21ページ（3）の後に、下記を付け加える （4）ギャンブル等依存症に陥りやすい環境の改善 [現状] ギャンブル依存症の生涯有病率は、日本は、先進諸国の中でも高い。その原因は、ギャンブルに遭遇する機会が世界一豊富なためである。世界の全ギャンブル機器の60%が日本にあり、さらに、競馬・競輪・競艇・オートレースの券をインターネットで販売することが許されているからである。 ギャンブルをする機会が多いほど、ギャンブル等依存症の発生は増大する。したがって、ギャンブル等依存症の発生予防には、ギャンブルに遭遇する機会が世界一であるような現在の環境を改善することが必要である。 [目標] ○遊技場数・レース場数・場外券売り場数、及び、ギャンブル機器数・レース数・開催日数を、現在の数を上限とし、新設・増設を禁止する。そして、削減の必要性について、議論を深める。 ○公営ギャンブルの券のインターネット販売を中止する。</p>	<p>・本推進計画は、ギャンブル等依存症の種別にかかわらず、共通する依存症対策を取りまとめるものであり、法律に基づいて行われている公営競技等の事業の規制等を目的とするものではないことをご理解願います。</p>
	<p>○ 28ページ 施策 ③不適切な誘引の防止（予防）の次に下記を加える ④ギャンブル等依存症に陥りやすい環境の改善（予防）</p>	<p>・同上</p>
	<p>○ 2. ギャンブル等依存症対策への意見 （1）遊技場（パチンコ・パチスロ等）の、客の損失額の年次変遷を調べてください。 （2）国や地方自治体その他の行政機関が、青少年教育のために作成・配布している教材、リーフレット、教師用手引き等を収集し、提示してください。</p>	<p>・損失額の変遷については、還元額での説明と同様です。 ・関係機関の取組については、今後も引き続き情報を共有し、対策の推進を図ってまいります。</p>

提出機関	意見	対応
北海道弁護士会 連合会	<p>別紙から抜粋</p> <p>○ 直近の調査（平成29年度）の過去1年以内の評価では、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を成人の0.8%と推計しているとのことですが、それであれば北海道内の人口比率等から、「依存症が疑われる」道民・市民等の規模もそれぞれ推計できるはずであり、これにより道内各地における医療機関・相談機関数や配置間隔の適否、各機関で必要とされる活動の規模を検討し、現状との比較検証も可能なはずだが、その視点がない。</p> <p>国の調査結果があるのであれば、素案において、北海道各地の現状に国の調査結果を当てはめて検証するのは当然かつ基本的な作業ではないか。</p>	<p>・国の調査結果や今回の実態調査結果を踏まえ、道計画を策定しております。</p> <p>また、国の推計結果に基づき算出した、道内のギャンブル等依存症が疑われる方の人数を追記しました。(13P)</p> <p>・今後も、本推進会議において、依存症対策に必要な調査方法等の検討を行うこととしております。(30P)</p>
	<p>○ 店舗数のグラフはあるが、機器の台数・売上高については何も触れられておらず、ギャンブル等依存症対策としては検証資料が不足しております。</p>	<p>・機器の台数について、北海道版を掲載しました。売上高については、調査中です。</p>
	<p>○ 札幌市と道内他市との人口比からすれば、他市において店舗数が多すぎる傾向が顕著にも関わらず、専門医療機関が道央圏にしかないことは問題であり、専門医療機関の設置が対策として急務。</p>	<p>・2 進行予防(二次予防)の(2)医療提供体制の充実において、専門医療機関及び治療拠点機関の整備を図ることとしています。</p>
	<p>○ 行政機関における相談件数の状況では、精神保健福祉センターの相談件数が、全国と北海道では全く異なるグラフ構成になっているが、なぜこのような傾向が見られるのか、北海道の精神保健福祉センターと他の都道府県では活動内容に何か差異があるのか等、調査・確認した様子がありません。</p> <p>都道府県の実情に即した対策を考えるのであれば、このような点から1つずつ検討していくことが必要。</p>	<p>・道立精神保健福祉センターでは、平成3年から先駆的に、ギャンブル等依存症の相談、当事者の集団療法としてギャンブル研究会を行う取組をしてきました。</p> <p>また、市町村や保健所に対する技術支援や相談スキル向上を図る研修を実施してきたことで、市町村や保健所において相談件数が増えてきている現状が調査結果からもうかがわれます。このような経過が全国と異なる構成を示している背景と考えております。</p> <p>・今後の傾向についても分析してまいります。</p>

提出機関	意見	対応
北海道弁護士会 連合会	○ 回復施設は札幌市内にのみ4箇所存在し、他市にはないとのことですが、対策としては設置が急務と考えます。	・回復施設による支援は重要と考えますが、今回実施した当事者や家族等への調査結果から、まずは、当事者が自分たちの回復のために当事者同士でサポートし合う自助グループ等との連携促進を図っていきたいと考えます。回復施設の在り方については、今後の対策において検討することとします。
	○ 精神保健福祉センター、保健所のいずれにおいても「当事者や御家族の支援」と記載されていますが、何をどう支援しているのか分かりません。	・支援内容を追記しました。相談から自助グループなど必要な機関へ繋げることを支援しています。(13P)
	○ この調査結果が出て、内容を検証してから具体的な対策をするのが順序です。結果が出る前に「骨子」や「素案」を行政サイドが作成し、対策会議において文章を読み上げるだけで内容について議論する時間を与えないという会議の進め方が一番大きな問題であると考えます。	・当推進会議の開催数を当初予定から増やすなど、内容について議論する時間を確保するよう努めております。また、「今後の進め方」として、報告した上で、当推進会議を進めております。
	○ 【素案たたき台】においては、「国」「基本法」「連携」「支援」といったキーワードをひたすら繰り返すばかりで、せっかく実施した調査結果から窺われる「実情」がどう反映されているのか不明というほかありません。	・当事者やご家族への調査結果からうかがわれる実情については、正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実、自助グループへの支援のなど計画に反映しています。
	○ ギャンブル行為が「やっていることは同じでも、違法になりかねない。紙一重のもの」であることを子どもたちに認識させ、ギャンブルとは何か、なぜ原則違法とされているのかを学校教育を通じて理解してもらうという方針を推進計画に記載すべきです。	・国で定めた学習指導用要領解説に沿って指導することになります。
	○ 【素案たたき台】をまとめるのであれば、次回対策会議までに全構成機関に対して、資料を提供するよう予め手配をお願いします。	・関係機関の取組については、今後も引き続き情報を共有し、対策の推進を図ってまいります。
	○ 教育内容の策定に際しては、行政サイドが机上で進めるのではなく、ギャンブル等依存症の実態をよく知る専門機関・自助組織・家族会等のご協力をいただき、その具体的な意見を多く取り入れるべきである。	・令和元年度に北海道教育委員会でリーフレットを作成予定であり、作成にあたり、医師等から助言をいただく予定です。

提出機関	意見	対応
北海道弁護士会 連合会	<p>○ 【素案たたき台】が「IRによって生ずるギャンブル等依存症問題には対策を検討しない」というのであれば、「この依存症対策推進計画はIRが開業した場合を想定しているものではありません」という旨を3 基本方針においてきちんと明記すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本推進計画は、ギャンブル等依存症の種別にかかわらず、共通する依存症対策を取りまとめるものであり、IRが整備された場合にも資するものと考えています。 ・第IV章「4 計画の見直し」において、今後の社会環境の変化も注視し、必要が生じる場合は計画を見直す旨を追記しました。
	<p>○ 「学校教育における指導の充実」について、資料の提出がなく具体的内容が不明です。「精神疾患の一つ」というにすぎない指導内容であれば不十分であって、【素案たたき台】は、対策としての有効性に疑問があります。</p> <p>また、「職場における普及啓発を促進します」とありますが、チラシで開催日程を見ても、道内6市で開催されるセミナーがいずれも平日の昼間に設定されており、実態調査結果報告書にあらわれる「当事者の年代」「40～50代で6割強を占めている」という依存症当事者の実態を踏まえたものとは到底考えられません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の取組については、今後も引き続き情報を共有し、対策の推進を図ってまいります。 ・職場における啓発活動とは、健康保険関係団体の職員向けにギャンブル等依存症の知識の向上を図るため、実施するものです。 ・今年度開催するセミナーは、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、広く一般道民等を対象としております。 ・今後の開催方法については改めて検討することとします。
	<p>○ 「予防」に重点を置くのであれば、新たなギャンブル等依存症を生み出さないことが第一の予防策です。「そもそも新たなギャンブル等依存症を生み出さないこと、現在のギャンブル等依存症を少しでも解決していく、という共通の認識を持つことが必要」「一方で新たなギャンブル等依存症を生み出しつつ、他方でその対策を講じるという発想は、ギャンブル等依存症の現実を無視した不合理極まり無いもの」と指摘してはいましたが、事務局の対応では、参考にした様子は全く見えません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなギャンブル等依存症の方々を生み出さないために普及啓発や教育などの発症予防を行い、現在ギャンブル等依存症で悩んでいる方のためには、さらに進行予防、再発予防で対応を行うなど、意見を参考にし、体系的なギャンブル等依存症対策の計画としております。

提出機関	意見	対応
北海道弁護士会 連合会	○ 【素案たたき台】は「IRによって生ずるギャンブル等依存症以外の既存のギャンブル等依存症についての対策にすぎない」「今後、IRによって生ずるギャンブル等依存症の問題については、未だ対策を検討していない」という実態を明記する必要があると考えます	<ul style="list-style-type: none"> ・本推進計画は、ギャンブル等依存症の種別にかかわらず、共通する依存症対策を取りまとめるものであり、IRが整備された場合にも資するものと考えています。 ・第IV章「4 計画の見直し」において、今後の社会環境の変化も注視し、必要が生じる場合は計画を見直す旨を追記しました。
	○ 関係機関に「弁護士会」も入れるべきです。	<ul style="list-style-type: none"> ・「法律の相談機関」と記載しました。(19P)
	○ 本来「賭博」は違法であるが、一部の賭博は政策上合法化されているにすぎないという本質から教育すべきです。	<ul style="list-style-type: none"> ・国で定めた学習指導用要領解説に沿って指導することになります。
	○ ギャンブル等依存症の「周囲に与える影響」には、家庭の崩壊や人間関係の崩壊、社会福祉の負担増ひいては社会経済的に多大な損失をもたらすという負の側面をきちんと教育すべきです。	<ul style="list-style-type: none"> ・国で定めた学習指導用要領解説に沿って指導することになります。
	○ 関係事業者等の自主的な取組に依存しているようですが、具体性がありません。依存症を生み出すことで利益を上げている事業者に、利益を削る方向で自主規制を求める発想に、対策への意欲の低さが表れています。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者においては、すでに自主的に取組がなされており、国から更なる働きかけを各関係事業者に行っているところです。 ・関係機関の取組については、今後も引き続き情報を共有し、対策の推進を図ってまいります。
	○ 北海道として提案する依存症対策の施策においては、単なる机上の理想論やスローガンを並べるのではなく、現実に遂行する予算と北海道における担当者の人材を伴ったものであるべきである。 ○ 予算に裏付けされ、現実に遂行可能な対策案を作成すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・本推進計画の検討を踏まえながら、対策のための予算確保を進めることとなります。

提出機関	意見	対応
北海道弁護士会 連合会	<p>○ 少なくとも、未だ対策は不十分であって多くの課題が残されていること、及び、今後とも引き続き、あるべきギャンブル等対策について検討を行っていく必要があるということ を明記した上で取りまとめる必要があります。</p> <p>○ IR の開業が現実化した段階が、すなわち「必要があると認めるとき」に該当しますので、ただちに計画を見直す必要があります。その点を道民に対して明らかにできるように明記してください。</p> <p>※現実化した段階とは、下記のうち早い方である旨、意見提出者に確認済。</p> <p>①日本に IR ができると決まったとき ②北海道に誘致を表明したとき</p>	<p>・第IV章「2 推進体制」において、計画策定後も引き続き、推進会議を開催し、計画の取組成果と課題の検証を行い、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進に向けて検討・協議を進めることとしています。</p> <p>・第IV章「4 計画の見直し」において、今後の社会環境の変化も注視し、必要が生じる場合は計画を見直す旨を追記しました。</p> <p>・本推進計画は、ギャンブル等依存症の種別にかかわらず、共通する依存症対策を取りまとめるものであり、IR が整備された場合にも資するものと考えています。</p> <p>・第IV章「4 計画の見直し」において、今後の社会環境の変化も注視し、必要が生じる場合は計画を見直す旨を追記しました。</p> <p>・なお、具体的な対策の検討にあたっては、IR の具体的な整備計画等を踏まえる必要があると考えます。</p>
北海道精神神経 科診療所協会	<p>○ 前回出した意見の中でギャンブルに依存するメカニズムについて記されていないことを記し、これに対して、「素案の各施策の現状項目に記載」との回答だったが、第III章の19ページ記載のことですか。</p> <p>ギャンブルとはどういうものか、依存するメカニズムについてなど道民の目につくような箇所にもっと文面をさいとりあげていただきたい。</p>	<p>・資料編「ギャンブル等依存症による影響」で記載します。</p>
道立消費生活 センター	<p>①「施策体系図」について</p> <p>・「取組」は、対象となる人(本人、親、配偶者、子)へのもの、医療機関など直接相談対応できる相談窓口、その他の相談窓口等へのもののように対象を明確にしたほうが、どの時期には何をしたらよいかのわかりやすく、取り組みやすくなるのではないかと。</p>	<p>・今後の依存症対策を進める際に啓発資料等で取り入れていきます。</p>

提出機関	意見	対応
道立消費生活センター	<p>②北海道の状況について</p> <p>・相談機関に寄せられる「ギャンブル依存症関連の相談数」については、可能ならば全国平均を出し、その平均との比較によって、計画策定の時点で、深刻な状況か、平均的な状況なのか等の判断の一助となり、対策について、取り組む早さや規模をどうするかが変わってくるのではないかとと思われる。</p>	<p>・人口 10 万人あたりの相談件数についてのグラフを掲載しました。(8P)</p>
	<p>③「発症予防(1次)」について</p> <p>・ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及啓発に重点をおくようであるが、他機関からも意見が出ていたように、「依存症に至るまでのメカニズム」を明らかにし、依存症に至る過程でおこる言動について広く周知することが、罹患している可能性を本人や周りの人達に気づかせるようになるのではないかと。</p>	<p>・資料編「ギャンブル等依存症による影響」で記載します。</p>
	<p>また、ギャンブルに使う経費(娯楽費)は、収入のうち、どの位の割合を上限とすべきなのか、何にどう使うべきか収入と支出の内訳など、依存症という「病気の知識」の啓発だけでなく、金銭教育の分野においても啓発すべきではないかとと思われる。</p>	<p>・貴センターとも連携し、啓発のあり方について検討していきたいと考えます。</p>
札幌司法書士会	<p>○ 法による強制的規制を図れるよう、総量規制(回数及び金額の規制)を導入すべきであると、国に対して要望していただきたいと考えます。</p>	<p>・国の基本計画において、関係事業者(業界)の取組としてアクセス制限など、抑制に取り組むこととされており、こうした取組の状況を踏まえて対応を検討したいと考えます。</p>
北海道作業療法士会	<p>○ 素案たたき台 17 頁、数値目標の②文章を修正する。 「医療機関や相談機関において、適切な治療や相談対応ができるよう～」</p> <p>○ 同 18 頁の表、数値目標の指標②の再掲文章を同様に修正</p>	<p>・修正しました。(18, 19P)</p>
	<p>○ 同 17 頁の表、指標②の機関数(箇所)に受講者数(人)を加える。</p>	<p>・追記しました。(18P)</p>
	<p>○ 同 23 頁、〔具体的な取組〕の二つ目の項目、「ギャンブル等依存症に係る医療の質の向上」の文章に記載されている研修対象者に「看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理士等」を加える。</p> <p>○ 同 27 頁、〔具体的な取組〕の再掲項目を同様に修正。</p>	<p>・追記しました。(24, 28P)</p>

(2) 第5回推進会議におけるギャンブル等依存症対策に対する主な意見

提出機関	意見	対応
北海道精神保健福祉協会	○ GAは全道では数十人と極小のグループです。講演、体験談をお話するには限界があります。GAの有志の方にお話をいただき、DVDに保存し、学校の現場で聞くのが良いと思います。	・今後の具体的な取組の議論とさせていただきます。
	○ GAのメンバーからどのような医療機関から回復に繋がったか、調査する必要があると思います。専門医療機関がどれだけ有用か考えるべきです。ユーザーの意見が重要と考えるべきです。具体的には複数回答可とすることで実情が分かると思います。	・今後の具体的な取組の議論とさせていただきます。
北海道弁護士会連合会	別紙から抜粋 ○ 提案した意見について、取り入れることができないのであれば、事務局の対応としても「参考にします」ではなく、その意見が取り入れられない理由をきちんと説明すべき。	・素案には反映できませんが、今後の取組にあたり参考にさせていただく趣旨でお答えしたところです。
	○ IGに対する制限は盛り込むのかについての回答を明確にしてください。	・本推進計画は、ギャンブル等依存症の種別にかかわらず、共通する依存症対策を取りまとめるものであり、インターネットを介したギャンブル等にも資するものと考えています。 ・第IV章「4 計画の見直し」において、今後の社会環境の変化も注視し、必要が生じる場合は計画を見直す旨を追記しました。
	○ 合法ではないギャンブルについては、推進計画に盛り込むべき施策の対象としないのでしょうか。 ○ 合法ではないギャンブルを推進計画に盛り込むべき施策の対象としない場合、その理由は何でしょうか。また、その旨を推進計画に記載できない理由は何でしょうか。	・合法ではないギャンブルについては、1 発症予防(3) 不適切な誘引の防止において、警察による取組で記載しております。 ・本推進計画は、ギャンブル等依存症の種別にかかわらず、共通する依存症対策を取りまとめるものであり、仮に違法ギャンブルにより依存症となった方々にも、資するものと考えております。
	○ 弁護士会が関係機関に入れられていない理由は何でしょうか。	・「法律の相談機関」と記載しました。(19P)

提出機関	意見	対応
道立消費生活センター	<p>①本人や親族から、他の相談を受ける過程で、「ギャンブル等依存症」と思われることを知り得た場合、どのような相談窓口を周知し、相談してきた方に、どのような助言や情報提供をすべきなのかが、はっきりしていないように思われる。</p> <p>北海道全体で広く連携して対策をするならば、どの相談窓口でも、相談者に対し正しい助言や情報提供が可能となるような説明のマニュアルなども必要なのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取り組みの中で関係機関との連携についても検討していきたいと思います。
	<p>②ギャンブル等依存症になる過程や既に罹患している時に発生する問題について、その本人や子供を含む親族と接する機会があると思われる組織に対しても、対策連携の協力を求めることで、さらに広く、情報が周知され、相談窓口へつなげることができるのではないかと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を促進し、実施していきたいと思います。
	<p>③インターネットを利用してギャンブルをすることが可能となっているので、北海道内にある遊技場等の利用者数をあげて、道内の利用実態とするのは、現実にそぐわないように思われる。</p> <p>ギャンブルが出来る施設が道内にあるかどうかだけを見て、対策内容を検討するのではなく、利用者側からの利用実態を把握することが、対策内容を検討するために重要になると思われる。</p> <p>IRのカジノ問題も、「道内に作られるかどうか、現時点で未定であり、国の計画には、カジノは含まれていないので、北海道も同じスタンスで検討し、国が計画内容を変更したら、北海道の計画を考える」という説明があったと思うが、ギャンブル等依存症の実態や対策の効果をみていかないと3年間の計画途中で変更をするのは容易ではないと思われる。</p> <p>ネットを利用する人や海外、道外へ出かけてギャンブルをしている人が道民にいる以上、その方達の救済や家族の抱える問題を解決するために支援するには、どうしたらよいのかを、まず前提に検討すべきではないかと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料として掲載した売上額には、インターネットによる売上額も含まれております。 ・本推進計画は、ギャンブル等依存症の種別にかかわらず、共通する依存症対策を取りまとめるものであり、IRが整備された場合にも資するものと考えています。 ・第IV章「4 計画の見直し」において、今後の社会環境の変化も注視し、必要が生じる場合は計画を見直す旨を追記しました。